

議会運営委員会会議録

(開会中 令和3年3月8日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 令和3年3月8日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	中 村 美 穂	委 員	内 村 博 法
委 員	河 野 龍 二	委 員	竹 中 悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲 一 郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	-----------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	富 永 正 彦	議事課長	青 田 浩 二
参 事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 発委第2号 長与町議会委員会条例の一部を改正する条例について

開 会 8時59分

閉 会 9時12分

○委員（岩永政則委員）

全員お揃いでございます。定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。本日は委員会条例の一部を改正するのに伴い、ただし書きを追加することについてを議題といたします。前回、全員協議会で富永事務局長が問題提起をいたしてくれたわけですが、その件について再度協議しようということでございます。

最初に富永局長から前回、説明したようなことを簡単に説明をお願いします。

○議会議務局長（富永正彦君）

先般の全員協議会で、今、委員長が言われるように問題提起と言いますか、事務局の方から事務方としての意見を一つ言わせていただきました。この間、全協で示された発委第2号につきましては、2月19日、2月24日の議会運営委員会の中でお示しをしたような形で、ただし書きを含めたところで皆さんにお示しをしたところです。議運で法制の話が出ている中で、私の方では非公式という形で、総務課の法制係の方と、あと全国の議長会の方に、一応こういう形で条例改正を考えているということでお尋ねをいたしました。設置条例については、自治法に基づいて委員会の枠組みを決めるところであって、審査の方法までをそこに謳い込むのはどうなのかと、どちらからも言われたところでございます。私自身も今まで事務方をやってきて、設置条例の中に方法までを謳うのはどうかと同じような考え方を持っていたものですから、この間、話をする機会がございませんでしたので、前回の全員協議会で問題提起をさせていただいたところでございます。このただし書きにつきましては、やはりその設置条例の中には謳い込むべきではないと事務方としては考えておりました、謳うのであれば、今、作っている基準なり申し合わせで、皆さんがそれに従って運営をしていくという形での定義の仕方、運営の方法の明記の仕方をしていくべきではないかということで考えております。議運の皆様には本日朝からお集まりいただきまして大変恐縮ではございますけれども、その辺りについて協議をしていただければと考えております。

○委員（岩永政則委員）

ただいま条例に謳うのはどうかと、基準で別途謳うべきだというようなアドバイスがありました。前回、違法ではありませんということは、局長は申し上げておりました。そのことも頭に置いて御意見を伺いたいと思います。要するに、現在の状況でそのままいくか、あるいは基準にその分を謳って、条例には謳わないと。どちらかを選択すると。しかし、前回までは全会一致でこれを議決してきまして、今、ようよう議案も用意をしている最中であるわけですね、そういうことでございます。御意見をどうぞ、あれば発言を求めます。ありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

条例案を提出する際に議運として全会一致でというところではありはしましたけれど

も、やはり皆さんがその審査方法について盛り込むことがどうなのかということで、法令審、総務課とか、専門の方の意見を聞いた方が。完全にそれで良いという風な考え方はなかったような気がしますので、そのようにお調べいただいたのであれば基準の方に盛り込む方が良いんじゃないかと思います。

○委員（岩永政則委員）

ありがとうございました。ほかの方いらっしゃいませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この委員会条例というのは設置条例じゃないんですよね、設置条例って言っていますが、中身を見ていただければ委員長の選任とか、いろいろ出てくるわけですよ。よく見ていただければ分かるように、結局、今、話を聞いた限りではちょっと理由が弱いなど考えています。したがって、今日は聞いた上で少し勉強の時間を与えていただきたいと思います。

○委員（岩永政則委員）

ほかの方いらっしゃいませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この課題が出た19日のときにも、それが果たして妥当かどうかという確認をした方がいいということで、事務局に「そういう確認を」とお願いしたわけですよ。24日の議論では、総務の方から「なお書きではなく、ただし書きの方がいい」という指摘を受けたということで、私はそこでこの条文を盛り込んでもいいんだなという判断をしたわけです。それが全協の中で、また果たしてどうだったのかという形になってくると、確認していった事項が全く無意味になっていくという状況なんで、やはり会議としてきちっとこの一つ一つ問題を解決していくっていう意味ではどうだったのかなというところがあります。私も、条例に盛り込むかどうかというのはちょっとどうなのかという投げ掛けをし、確認をした方がいいというようなことを言わせていただいたんで、基準で合意できれば基準の方にいくと。内村委員からは「どうしても条例に入れた方がいい」という議論が出ていたんで、そこが全体の合意になるのかどうか。そこが落ちつければ、「違法性はない」という事務局長のこの間の全協での発言もあったんで、その辺を広く見て条例に盛り込むとか、いろんな所から指摘されないように基準で盛り込むかというところの、どちらかの判断をすべきじゃないかなと思います。

○委員（岩永政則委員）

分かりました。ほかの方いらっしゃいませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

最終的に、私達は前回議運としての決定はしたんですよね。しかしながら用心をして、

事務局の方でわざわざ全国町村議会議長会に問い合わせさせていただいて、これでいいのかと再々確認をしていただいた中で、この疑義が出てきたというふうに確認しているんですよ。今ちょっと私の個人の関係で、これがどうなのかということで問い合わせをさせていただいている最中なんです。ですから、今日は結論がまだ私の方で出てないので、まだ議会が16日までありますから検討をもう少しさせていただければと思っています。

○委員（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

条例に盛り込むか、盛り込まないかというところで、外部の意見を聞いた結果、書かない方がいいんじゃないかという指摘があったとするならば、私は書くべきではないと思います。

○委員（岩永政則委員）

いろいろ外部の意見を聞いてみようということで、1回は河野委員が言われたように、「なお書きをただし書きでいい」という結論であったわけですね。これは町の法令審査会に聞いているんでしょう。そしたらそれで行きましょうと一応全会一致で決定したところ。ところが富永事務局長が決定後に、再度また心配になっているいろいろ先程あったように聞き合わせた結果、全協で申し上げたようなことがあります。だから「法律に違反はしておりません」ということをはっきり申し上げておまして、そうした心配をして再度聞いてくれたあとに若干問題があるんじゃないかという状況でありますので、それを踏まえて今意見を聞きますと、それぞれもうちょっと検討をとというのがお2人おられて、基準でいいんじゃないかという方は2人ないし3名、そういう形に分かれております。今日はもう時間もないようでございますので、15日には最終的に決定をして、16日には提案をしていくという、これはもう確認済みですので、15日にどちらかにすることになるわけですね、結論はですね。基準で謳うか、条例で今のとおりにするのか、この辺りをもう少し時間を置いて決定いただくようにいたしましょうか。もう各委員会が始まりますので、今日は、この場は解散をしたいと思います。お疲れさまでした。

（閉会 9時12分）